

葛飾区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

令和3年10月4日
3葛福障第490号
区長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下これらを総称して「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、各法に基づき葛飾区（以下「区」という。）が行う指導及び監査について、基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、障害者総合支援法及び児童福祉法で使用する用語の例による。

(指導及び監査の目的)

第3条 指導及び監査は、障害者総合支援法、児童福祉法その他の法令又は東京都（以下「都」という。）の条例、区の規則等で定める最低基準、指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保、自立支援給付に係る費用等の支給の適正化及び業務管理体制の適正な整備・運用を図り、区における障害者及び障害児福祉の増進に寄与することを目的とする。

(指導の方針)

第4条 指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について、周知徹底するとともに改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施する。

(指導形態)

第5条 葛飾区長（以下「区長」という。）が行う指導の形態は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 集団指導 指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行うものとする。
- (2) 実地指導 指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において実地で行うものとする。この場合において、実地指導を効率的かつ効果的に行うため、区長は、必要に応じて一定の場

所において個別に指導を行うことができる。

(指導形態の選定基準)

第6条 区長は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、前条の指導の形態に応じて、別表第1の選定基準に基づいて指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の選定を行うものとする。

(指導の実施方針)

第7条 区長は、指導を効率的・効果的に実施するため、指導の重点事項、指導目標、指導項目等を掲げる障害福祉サービス事業者等指導実施方針（以下「実施方針」という。）、指導基準等を、別に定めるものとする。

(実施計画)

第8条 区長は、実施方針に基づき、当該年度の実地指導の実施時期等を定めた実施計画を別に定めるものとする。

(調査書等の提出)

第9条 区長は、必要があると認めるときは、指導の実施に当たり、障害福祉サービス事業者等から指導に必要となる調査書等の書類の提出を求めることができる。

(指導の実施方法等)

第10条 区長が行う指導の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 集団指導 次のア及びイにより行うものとする。

ア 指導通知

区長は、第6条の規定により指導対象となる障害福祉サービス事業者等を選定したときは、あらかじめ指導の実施日、場所、出席者、指導内容等を、当該障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

イ 指導方法

集団指導は、自立支援給付に係る費用等の支給関係事務、自立支援給付に係る費用等の請求内容、制度改正内容、過去の指導における指導事例等について、講習等の方式で行う。

(2) 実地指導 次のアからオまでにより行うものとする。

ア 指導通知

(ア) 区長は、第6条の規定により指導対象となる障害福祉サービス事業者等を選定したときは、実施予定日の1か月前までに、実地指導の根拠規定、実施日、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。この場合において、実地指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日のおおむねの流れをあらかじめ示すものとする。

(イ) (ア)にかかわらず、区長が必要と認める場合は、指導の開始時に障害福祉サービス事業者等に対し、文書を交付することによって実地指導を行うことができる。

イ 指導方法

実地指導は、別に定める指導基準等に基づき、関係書類等を閲覧し、障害福祉サービス事業者等の関係者からの面談方式で行う。

ウ 指導結果の通知

区長は、実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、障害福祉サービス事業者等に対し、文書により指導結果を通知する。

エ 改善報告書の提出

区長は、ウの規定による通知をした当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書により改善を指摘した場合は、指導結果通知の発送日から30日以内に、改善報告書の提出を求める。

オ 指導体制

指導体制は、2名以上の職員により指導班を編成して実施する。

(3) 区長は、実地指導中に次のいずれかに該当する状況を確認した場合は、当該実地指導を中止し、直ちに第12条から第14条までに定めるところにより監査を行う。

ア 著しい運営基準違反が確認され、利用者、入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

イ 自立支援給付に係る費用の請求等に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

ウ 正当な理由がなく障害福祉サービス事業者等が実地指導を拒否した場合

(実地指導後の措置等)

第11条 区長は、実地指導の結果、指摘した事項について改善が不十分な障害福祉サービス事業者等については、必要に応じて、再度、実地指導を行うものとする。

2 区長は、実地指導の結果、第13条に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行うことができる。

3 区長は、実地指導の結果、障害福祉サービス事業者等のサービスの内容、自立支援給付に係る費用の請求等に関し、不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付に係る費用の自主返還等を行うよう指導する。

(監査の方針)

第12条 監査は、障害福祉サービス事業者等のサービス内容が不当である場合、自立支援給付費に係る費用の請求等の経理面に不正が疑われる場合、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足りる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を取ることを主眼として実施する。

(監査の選定基準)

第13条 監査は、障害福祉サービス事業者等が、別表第2のいずれかに該当する場合に行う。

(監査実施方法等)

第14条 区長が実施する監査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

- (1) 事前調査 区長は、監査を実施する前に自立支援給付に係る費用の請求等による書面調査を行うとともに、必要と認める場合には、障害福祉サービス事業者等のサービスを受けた障害者及び障害児の保護者に対する聞き取り調査を行う。
- (2) 監査の実施 区長は、障害福祉サービス事業者等に対し、監査を実施する旨の文書を交付した上で、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、若しくは当該福祉サービス事業所に立ち入り、又はその設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。
- (3) 監査調書の作成 区長は、前号の監査の実施後、監査調書を作成する。
- (4) 監査結果の通知 区長は、監査の結果について、後日、障害福祉サービス事業者等に対し文書によりその内容を通知する。
- (5) 報告書の提出 区長は、前号の規定による通知をした障害福祉サービス事業者等に対して、文書により指摘した事項に係る報告書の提出を、期限を定めて求めるものとする。
- (6) 監査体制 次のア及びイにより行うものとする。
 - ア 監査の実施に当たっては、実地指導を行う職員を中心として2名以上の監査班を編成する。
 - イ アにかかわらず、監査は、問題の性質等に応じて、必要があると認める場合には、課長級の職にあるものを長とした職員3名以上の特別班を編成して実施することができるものとする。

(監査後の措置)

第15条 監査後の措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

- (1) 通知 区長は、監査の結果、指定基準違反等により、障害者総合支援法第49条第6項、第50条第2項、第51条の28第6項又は第51条の29第3項のいずれかの規定に該当すると認める場合はその旨を東京都知事に通知をする。ただし、都と区が同時に監査を行う場合は、当該通知を省略することができる。
- (2) 勧告 区長は、監査の結果、障害者総合支援法第51条の28第2項、児童福祉法第21条の5の23第1項、第24条の16第1項又は第24条の35第1項に定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことの勧告をすることができる。この場合において、当該勧告を受けた障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により区長に報告を行うものとする。
- (3) 勧告をした旨の公表 区長は、前号の規定により勧告を行った場合において、障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなく期限内に措置をとらなかったときは、障害者総合支援法第51条の28第3項、児童福祉法第21条の5の23第2項、第24条の16第2項又は24条の35第2項に定める事項を公表することができる。
- (4) 命令 区長は、第2号の規定による勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が正当

な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、障害者総合支援法第51条の28第4項、児童福祉法第21条の5の23第3項、第24条の16第3項又は24条の35第3項の規定により、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを文書により命令をすることができる。この場合において、区長は、当該命令をした場合は、障害者総合支援法第51条の28第5項、児童福祉法第21条の5の23第4項、第24条の16第4項又は24条の35第4項の規定により、その旨を公示するものとする。

- (5) 指定の取消し等 区長は、障害福祉サービス事業者等が、障害者総合支援法第51条の29第2項各号、児童福祉法第21条の5の24各号、第24条の17各号又は第24条の36各号のいずれかに該当すると認められる場合は、これらの規定に基づき指定又は登録について、取消し又は期間を定めてその全部若しくは一部の効力を停止（以下「指定・登録の取消し等」という。）することができる。
- (6) 経済上の措置 監査の結果、障害福祉サービス事業者等が、偽りその他不正の手段により自立支援給付に係る費用等を受けた場合において必要と認めるときは、障害者総合支援法第8条第2項及び児童福祉法第57条の2第2項に定めるところにより不正利得の徴収を行うものとする。
- (7) 聴聞等 区長は、監査の結果、障害福祉サービス事業者等に対し、指定・登録の取消し等の処分を行う場合は、監査後、当該障害福祉サービス事業者等に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により、聴聞又は弁明の機会を付与するものとする。
- (8) 監査結果の公表 区長は、監査の結果、障害福祉サービス事業者等に対し、第5号又は第6号に定める措置をとった場合は、原則として区のホームページに事業者の名称その他必要な事項を掲載し、区民に周知する。

（連携）

第16条 区長は、指導及び監査に当たっては、都等及び関連部署との連携を図り、効果的に実施するよう努める。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年10月4日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

指導の選定基準（指導形態別）

指導の形態	選 定 基 準
<p>集団指導</p>	<p>(1) おおむね事業開始1年以内にサービスを開始した障害福祉サービス事業者等 (2) その他集団指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業者等</p>
<p>実地指導</p>	<p>(1) 過去の実地検査において、指摘事項の改善が図られていない障害福祉サービス事業者等 (2) 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な障害福祉サービス事業者等 (3) 事業開始後、実地指導を実施していない障害福祉サービス事業者等 (4) 前年度、集団指導を実施した障害福祉サービス事業者等 (5) 業務管理体制の整備に関して必要があると認められる障害福祉サービス事業者等 (6) その他実地指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業者等</p>

別表第2（第13条関係）

監査の選定基準

<p>(1) サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。 (2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。 (3) 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。 (4) 度重なる実地指導によってもサービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に改善がみられないとき。 (5) 正当な理由が無く、実地指導を拒否したとき。 (6) 業務管理体制の監査については、障害福祉サービス事業者等の指定の取消しに相当する事案が発覚したとき。</p>
